

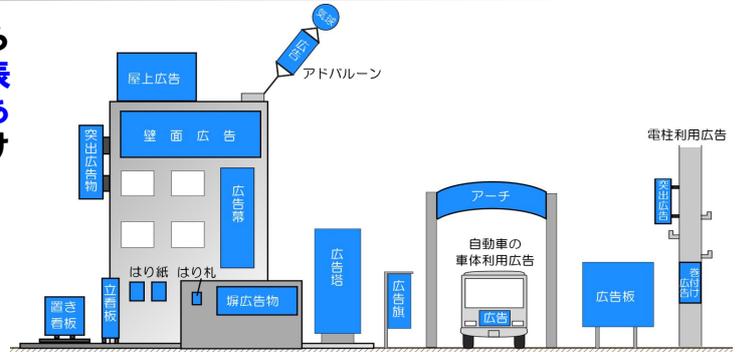
屋外広告物の表示・設置には、市の許可が必要です

昭和39年から屋外広告物の表示・設置には、**県の許可が必要**でした。
本市は、平成20年4月に屋外広告物条例を施行し、**県の許可に替わり市の許可**を受けた適正な屋外広告物の表示を促進しています。

違法な屋外広告物を表示・設置していませんか

右の例で示す屋外広告物は、市の許可を得てから表示・設置してください。**市の許可を受けずに表示・設置した場合は、罰金刑に処される場合があります。**また、屋外広告物を表示設置してはいけない地域・物件があります。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

※自己の店名や商標・事業内容などを自己の店舗や事業所に設置する自家広告物は、条件を満たせば許可は必要ありません



屋外広告物の例

屋外広告物を表示・設置する人の義務

屋外広告物の設置や管理が適正に行われられない場合、**地震や台風などの災害時に危険**なことがあります。広告物を表示・設置する人は、次の**3つの義務**を守り、危険の防止に努めてください。

- ①**許可の表示義務**：許可を受けた印や標識（ステッカーなど）を広告物に付ける
- ②**管理義務**：補修などの必要な管理をし、良好な状態にする
- ③**除却義務**：許可期間が満了したり、許可が取り消されたりした場合は、すぐに除却し、除却したことを市長に届ける

違法な屋外広告物を表示・設置する広告主・広告業者に対しては、是正指導を行います



是正指導



是正指導



屋外広告物の表示・設置には、市の許可が必要です

たとえ、**塀の所有者の了解を得ていても、市の許可を得ずに簡易広告物（はり紙・はり札）を表示することは違反行為となります。塀にはられてしまった違反簡易広告物について情報をお寄せください。**

塀にはり紙・はり札が貼られていませんか

市内では、塀の所有者の了解や市の許可を得ず勝手に簡易広告物を塀にはり付ける悪質な行為がたびたび見受けられます。

このような屋外広告物条例に違反している簡易広告物は、**景観を損ねるばかりでなく、通行人などに危害を与える原因にもなります。**

本市は、**良好な景観の形成および公衆に対する危害防止**に向けた取り組みとして、塀に表示されている違反簡易広告物を、塀の所有者の了解を得た上で、**随時除却しています。**



除却した塀のはり札の例

情報をお寄せください

自宅の塀などに違反簡易広告物がはられて困っている塀の所有者は、**都市計画課までご連絡ください。**

申し込み・問い合わせ：電話・ファクス・Eメールで伊勢崎市都市計画課へ
電話番号 0270-24-5111 ファクス番号 0270-23-0601
Eメールアドレス tosikei@city.isesaki.lg.jp

※違反簡易広告物を除却するために、**塀の所有者の名前、塀がある住所**などをうかがいます

塀にはられてしまったはり紙・はり札は、塀の所有者の了解を得た上で、簡易除却します



簡易除却



簡易除却



簡易除却

